

利用規約

必要経費

弊社よりご依頼主様にご請求させていただく費用は、基本的には「企画料」、「交通費及びその他経費」です。企画料は、講師または出演者への謝金（源泉所得税含む）及びマネージメント料です。また、企画料には消費税が掛かります。

交通費	移動起点から会場最寄りの駅・空港までをご請求致します。講師・出演者によって、同行者の人数、移動手段や条件（スーパーシート／グリーンなど）が異なりますので、詳しくはお訊ね下さい。 駅・空港へお出迎えいただかない場合、会場までのタクシー代をご請求致します。（タクシーチケットでの対応でも結構です）
宿泊費	講演・出演時間が午前中や夕方の場合、日帰りが出来ないケースがあります。また、その場合は同行スタッフを含めた宿泊代をご請求致します。
その他	コンサートなどの場合は、音響・照明機材、各技術スタッフが必要となる場合がありますので、ご相談ください。

利用規約

- 本規約は、株式会社Mプランニング（以下「当社」）が、当社利用者（以下「お客様」）に対し提供する講演企画等業務サービスに係わる取引（以下「本取引」）条件等につき定めるものです。
- この利用規約は、本取引に関する当社とお客様との全ての関係に適用されるものとします。
- お客様がご希望される講演日時や講演料金等については、講師のスケジュール等の都合により、お客様のご希望に沿えない場合があります。ご希望講演日時の調整をお願いすること、または他の講師を紹介させていただくことがありますので、ご了承ください。
- 当社は、お客様から口頭、またはFAX、メールなどの書面でいただいた講演の正式依頼に対し、口頭または書面により講師に承諾いただいた時点から本取引を開始致します。
- 本取引の開始後、お客様がその都合により本取引を中止する場合、またはお客様側で生じたトラブル等の事由により本取引を実施することが不可能となった場合は、お客様にキャンセル料金をお支払いいただきますので、ご注意ください。

【キャンセル料】

予定日～30日前まで 講演料金の100%

31日前～45日前まで 講演料金の80%

46日前～55日前まで 講演料金の60%

56日前～65日前まで 講演料金の40%

66日前～75日前まで 講演料金の30%

76日前～90日前まで 講演料金の15%

- キャンセル料金は全て外税になります。別途、消費税を加えた金額を請求させていただきます。
- キャンセル料金につきましては、本取引が中止される事由、中止が決定された時期、出講予定の講師によって、時々刻々と条件は変化します。本取引が不可能な事態が生じた場合は、速やかに当社担当者に御相談下さい。
- 講演料金は全て外税になります。別途、消費税を加えた金額を請求させていただきます。また、出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等の費用を、講演料金と合わせて請求させていただきます。
- お支払いは弊社指定口座への銀行振込になります。なお、お振込手数料はお客様のご負担をお願いします。
- 業務委託となっておりますので、源泉徴収は弊社にて処理致します。

- 実施当日を含め7日以内(土・日・祝日等の銀行休業日を除く)にお支払いをいただきます。
- キャンセル料金は、本取引中止日を含め3日以内(土・日・祝日等の銀行休業日を除く)にお支払いいただきます。
- 講演料金以外に必要な主な費用は、出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等です。
- 講師、出演者によっては、マネージャや付添人及び必要なスタッフが同行する場合がありますので、同行マネージャの出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等が必要になります。
- ご予約いただきました講師が当日、不慮の事故や天変地異、その他予期せぬ災害、逝去などにより講演会場に向かえない場合、当社では早急に代役の講師の手配をさせていただきますが、急な事態に対応が不可能な場合もございます。その際に考えられる損害賠償責任を当社では負いかねますので、予め御了承願います。
- ご予約いただきました講師が急遽公職に就くことになった場合や公職に立候補することとなった場合、その他講演を行えないやむを得ない事由の生じた場合、講演会を辞退させていただく場合がございます。その場合当社では、代役の講師のご提案・手配をさせていただきます。その旨予めご了承下さい。
- 特に別段の合意をした場合を除き、講演に伴い生じる著作権その他知的財産権は、お客様に移転するものではなく、講師に留保されますので、講演の内容を、他の目的・方法により利用される場合は、有償無償を問わず、講師の事前の許諾が必要となります。予めご了承下さい。
- 正式依頼後であっても、お客様の資産、信用に重大な変動が生じた場合、そのおそれがある場合、その他お客様との本取引を継続することが困難であると判断される重大な事由が発生した場合は、お客様との本取引を解除することがありますので、予めご了承下さい。
- 本取引に関連して、万が一当社が損害賠償等の責任を負う場合は、講演料金の範囲内でその責任を負うものとします。
- 上記に定めのない事情が生じた場合、当社とお客様との間で協議し、誠実に処理するものと致します。
- 本取引に関連して万が一紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。